

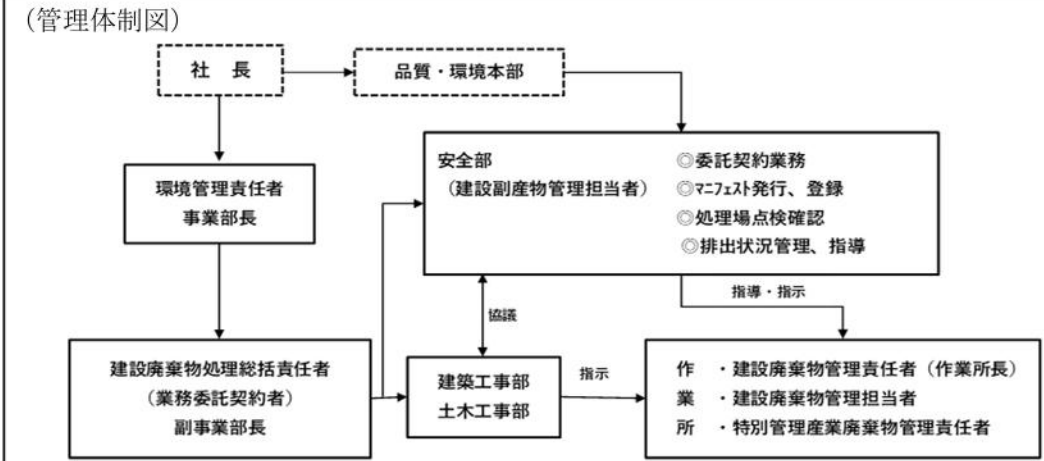
様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
令和 5 年 6 月 27 日	
千葉県知事	
熊谷 俊人 殿	
提出者 〒151-0051	
住 所 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目27番13	
氏 名 株式会社フジタ交通事業部 事業部長 伊藤 丈裕	
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号 03-3376-3146	
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。</p>	
事業場の名称	株式会社フジタ交通事業部
事業場の所在地	〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目27番13号 全農新宿ビル2階 （現場：千葉県松戸市 JR松戸駅構内）
計画期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	大分類：建設業 中分類：総合工事業
② 事業の規模	元請完成工事高：419,487百万円（当該事業場11,571百万円） （前年度実績）
③ 従業員数	全社：3,279人（当該事業場100人）（令和5年4月1日現在）
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>○解体・改修、建築工事、土木工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がれき類（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊） →再生処理業者に委託して、再生砕石・再生骨材として再資源化 ・木くず、紙くず→再生処理業者に委託して、破碎しチップ（合材用、燃料用）として再資源化 ・鉄くず→再生処理委託業者に委託して、破碎後再生資源として処分 ・建設系混合廃棄物→再生処理業者に委託して、分別・破碎後再生資源として処分 ・ガラスくず・陶磁器くず、廃プラ→再生処理業者に委託して、破碎後再生資源として処分 ・石綿含有産業廃棄物→最終処分場で埋立処理 ・廃蛍光ランプ→再生処理委託業者に委託して、破碎後再生資源として処分 ・建設混合廃棄物→再生処理委託業者に委託して、破碎後仕分し再生資源として処分

（日本工業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	排出量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) 1. 現場加工を出来る限り抑制し、工場製作現場組立が実施できるものは取入れる。 2. 包装材の簡素化もしくは包装なしで材料の搬入を実施。 3. 環境教育の実施。(環境管理教育) 4. 環境パトロール実施。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	排出量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) ・前年度の取組を継続		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・分別排出の徹底、建築工事5品目以上(新築7品目)分別品目の表示。 ・石綿含有産業廃棄物は、他と混じらないようにチェック体制を強化。 ・協力会社と連携し分別に関する教育の実施。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・前年度の取組を継続

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) ・該当なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) ・該当なし		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組) ・該当なし			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組) ・該当なし			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) ・該当なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) ・該当なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	全処理委託量	— t	— t
	優良認定処理業者への処理委託量	— t	— t
	再生利用業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) ・事業部での委託契約締結とManifestの発行管理 ・優良認定処理業者への優先委託・契約時における処理業者施設の確認 ・電子Manifest対応可能な処理業者を優先して選択		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	全処理委託量	— t	— t
	優良認定処理業者への 処理委託量	— t	— t
	再生利用業者への 処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者への 処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) ・前年度の取組を継続		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

